## 建設工事登録業者 各位

福井市財政部契約課長

#### 福井市発注工事に係る前払金の特例の取り扱いについて

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成28年総務省令第61号)が施行され、平成28年度から建設工事に係る前払金の特例の取扱いを行い、令和元年度においても取扱いの継続を行ってきたところですが、令和2年度においても下記のとおり特例を継続することとします。

記

## 1 内容

福井市発注工事に係る前払金(中間前払金を除く)において、現場管理費(労働災害補償保険料を含む)及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(保証料を含む)に前払金額の25%までを充てることができることとします。

## 2 適用対象

平成28年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までに新たに請負契約する工事で、<u>令和3年3月31</u>日までに前払金の払い出しが行われるもの。

# 3 事務処理(請負金額が200万円以上の前払金の請求が可能な工事のみ)

契 約 時	対 応
特例の継続に対応していない	工事担当課において受注者と協議の上、希望があれば、前払金に係る
契約約款にて契約。	変更契約(変更契約書(別添))を要する。
特例の継続に対応している	受注者が契約課に前払金請求書及び前払金保証証書を提出。
契約約款にて契約。	

#### 4 契約約款の変更点

福井市工事請負契約約款第36条を次のとおり変更する。

### (前払金の使用等)

第36条 受注者は、この工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において 償却される割合に相当する額に限る。) 動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料 及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に前払金を充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和3年3月31日</u>までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。